

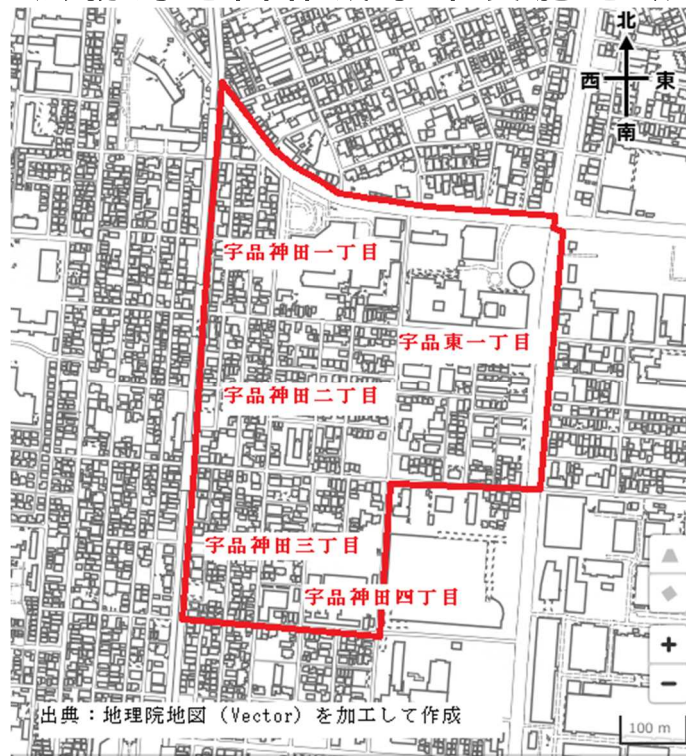
住民の皆様方へ

法務局から地図作成のお知らせ

●土地所有者等の皆様へ

広島法務局では、令和6年度から令和7年度の法務局地図作成事業として、広島市南区宇品神田一丁目ほか地区(広島市南区宇品神田一丁目、宇品神田二丁目、宇品神田三丁目及び宇品東一丁目の全部、宇品神田四丁目の一部)において精度の高い地図(不動産登記法第14条第1項に定める地図)を作成することとしました。

法務局地図作成事業実施地域



●基準点の設置について

令和6年9月頃から、事前調査及び測量の基準とする点の設置作業を行わせていただいていますので、ご協力のほどよろしくお願いいたします。

なお、本作業は、法務局から委託を受けた「あおぞら土地家屋調査士法人」の社員が、「法務局」と入った腕章と身分証明書を携帯して行います。

皆様にお願ひしいこと

この作業において設置した右のような基準点の標識等は、測量の基礎となるものですから、絶対に動かさないでください。

皆様の敷地内に立ち入る際には、居住者の方やご近所の方に、必ずお声をかけて作業を行うよう指導しておりますので、皆様のご理解とご協力をよろしくお願ひいたします。

【基準点標識の例】



●現地における立会について

令和7年5月頃から、土地所有者様と現地において筆界確認のための立会を行わせていただきますので、ご協力のほどよろしくお願ひいたします。

※お問い合わせ・連絡先

広島市中区上八丁堀6番30号

広島法務局 民事行政部不動産登記部門 地図作成整備室

担当者：表示登記専門官 小澤 岡本 森田

TEL 082-228-5127

FAX 082-228-3418

【作業機関】

あおぞら土地家屋調査士法人

担当 土地家屋調査士 多田